

## 第1章 計画策定の目的

### 1-1 計画策定の背景・目的

英彦山は福岡県の東部、大分県の北部の両県の境に位置し、標高約 1200m の南岳・北岳・中岳の三峰からなる、古代から現代まで続く信仰対象の山である。山頂は多数の経塚が営まれ、山内は修行窟、社殿、各谷は多数の坊舎が建ち並ぶなど、大規模な修験集落が形成されており、それを物語る遺跡が残されている。これらの遺跡は、我が国の修験・仏教・神道の在り方を考える上で重要なものと考えられてきた。

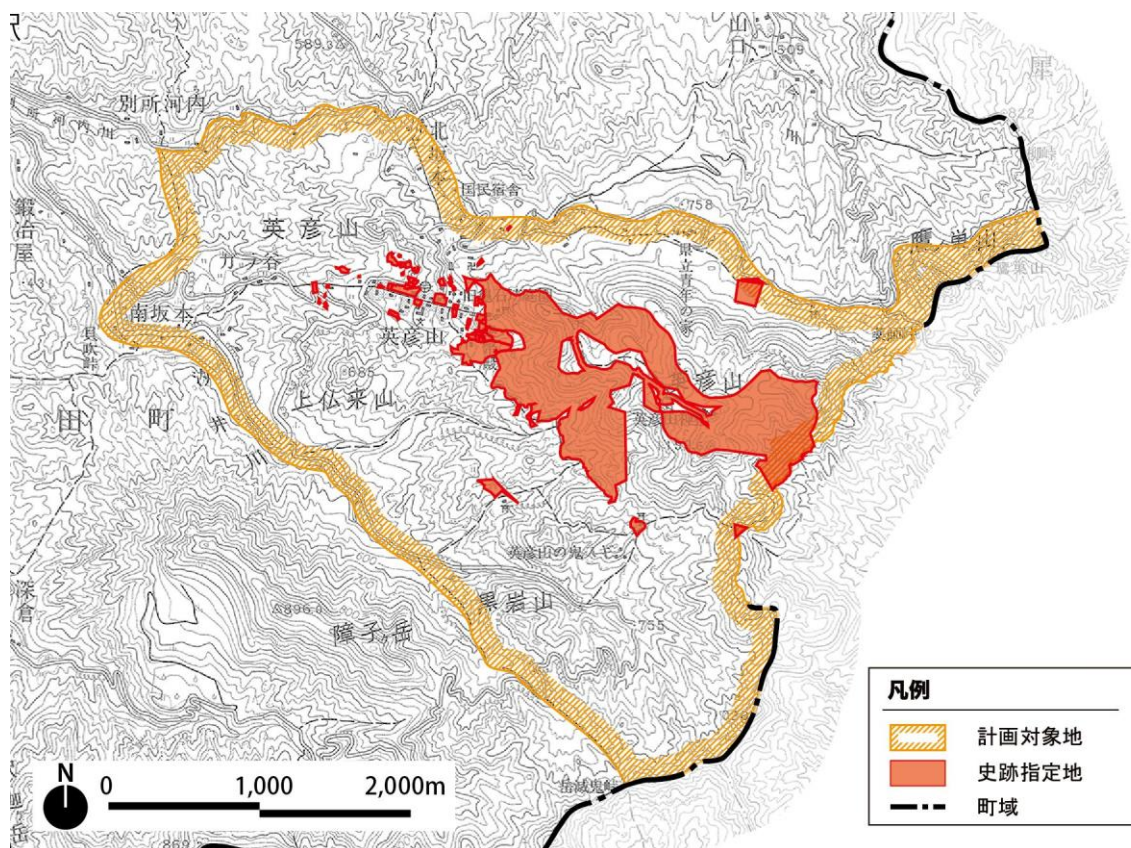
本町は、『添田町第5次総合計画前期計画』（平成22（2010）年度～平成26（2014）年度）において、英彦山の修験道遺跡等の文化財への関心や愛着、保護意識の高揚を図ることを位置づけ、英彦山内の修験道遺跡を対象とした国指定史跡への取組を推進してきた。平成22（2010）年度から平成27（2015）年度の英彦山総合調査により、英彦山の歴史的範囲及び遺跡内容を把握し、その文化財的価値が確認された。これにより、英彦山は平成29（2017）年2月に国の史跡に指定された。

一方、本町は、数々の歴史的文化遺産を活用し、まちの活性化へつなげることを目的に、平成24（2012）年3月に『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』を策定し、検討を進めていた『添田町歴史的風致維持向上計画』は平成26（2014）年6月に国の認定を受けた。このような本町が有する歴史的文化遺産の保存、活用の取組に呼応するように、『添田町第5次総合計画後期基本計画』（平成27（2015）年度～）において、重点行動プロジェクトの一つとして「歴史まちづくりプロジェクト」を掲げ、本町が有する歴史的文化遺産の保存、活用に係る様々な取組を推進してきたところである。

本計画は、町全体の歴史まちづくりを推進する中で、国指定史跡英彦山及びその周辺地域の適切な保護を推進するため、保護を要する範囲の保存活用の基本方針を明確にするものである。そして、その範囲における現状変更の取扱基準を定めるなど、史跡の堅実な保存活用を目的としている。

## 1-2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、国史跡に指定されている範囲（史跡指定地）に加え、英彦山の遺跡が残ると考えられる周辺地域を、保護を要する範囲とする。対象範囲は下図に示す通りである。



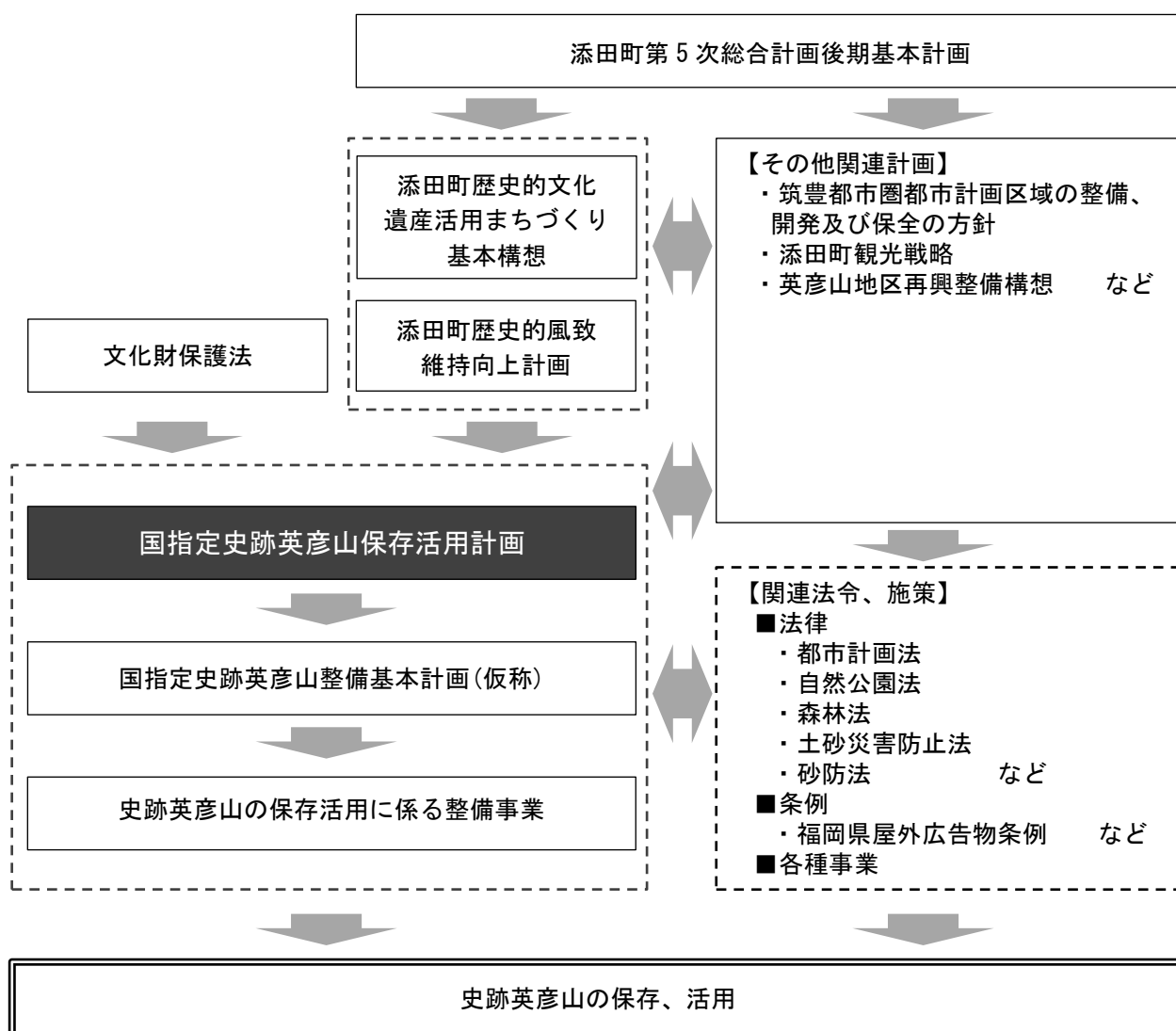
図表 1 計画の対象範囲

## 1-3 計画の位置づけと構成

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、国指定史跡英彦山を適切に保存し、その価値を損なわないよう、後世に継承することを目的に、保存活用に関する方針などを定める計画である。

本計画は本町の行政施策という側面から、本町の最上位計画である『添田町第5次総合計画後期基本計画』、歴史まちづくりである『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』を上位計画とし、歴史まちづくりの事業を位置づけた『添田町歴史的風致維持向上計画』、都市計画の方針を位置付けた『筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』、観光の方針及び施策を位置付けた『添田町観光戦略』、英彦山内の主要公共施設の整備を位置付けた『英彦山地区再興整備構想』を関連計画とし、これら計画や関連法令、施策と連携・補完しながら、国指定史跡である英彦山の保存活用を適切に行う。



図表2 国指定史跡英彦山保存活用計画の位置づけ

## （２）関連法令、上位・関連計画

### １）関連法令

計画対象範囲は、文化財保護法に基づく規制・誘導が図られるとともに、自然公園法や森林法、土砂災害防止法等の自然地を対象とする関連法令、都市計画法や福岡県屋外広告物条例等の建造物を対象とする関連法令により、保護の措置が図られている。

#### ①文化財保護法

文化財保護法は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資すると共に、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。昭和 25（1950）年に定められた法律である。

本法律は、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない、と定めている。また、史跡名勝天然記念物である英彦山の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする、と定めている。

計画対象地内には、不動産の国指定文化財として、有形文化財である英彦山神社奉幣殿<sup>\*1</sup>、英彦山神社銅鳥居<sup>\*2</sup>、名勝である旧亀石坊庭園、天然記念物である英彦山の鬼スギと鷹巣山がある。

#### ②自然公園法

自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。昭和 32（1957）年に定められた法律である。

本法律は、特別地域及び特別保護地区内は、工作物の新築や木竹の伐採、土地の開墾などをする際、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

計画対象地全体は、耶馬日田英彦山国定公園に指定され、英彦山神宮下宮から英彦山神宮上宮の参道より南側が特別保護地区に、それ以外の指定地は特別地域に指定されている。

#### ③森林法

森林法は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。昭和 26（1951）年に定められた法律である。

本法律は、保安林指定区域内は、立木の伐採や土石若しくは樹根の採掘、土地の形質の変更などをする際には、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

英彦山神宮奉幣殿<sup>\*</sup>より南東側の森林は、水源かん養保安林や保健保安林に指定されている。

\*1 文化財の指定名称は「英彦山神社奉幣殿」であるが、文化財の指定名称以外でこれ以降使用する場合は、現名称である「英彦山神宮奉幣殿」と表記する。

\*2 文化財の指定名称は「英彦山神社銅鳥居」であるが、文化財の指定名称以外でこれ以降使用する場合は、現名称である「英彦山神宮銅鳥居」と表記する。

#### ④鳥獣保護法

鳥獣保護法は、鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。平成 14（2002）年に定められた法律である。

本法律は、特別保護地区内の一定の開発行為は許可を受けなければならないと定めている。

計画対象地全体は、鳥獣保護区に指定され、英彦山神宮奉幣殿より南東側は特別保護地区に指定されている。

#### ⑤土砂災害防止法

土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。平成 12（2000）年に定められた法律である。

本法律は、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊、土砂流）においては、特定の開発行為に対して許可が必要になる他、建築物の構造に対して、規制をかけている。

英彦山神宮奉幣殿の南西側の斜面、英彦山体育館周辺から北坂本集落に流れる別所河内川の沿川、汐井川の沿川、唐ヶ谷の集落は、土砂災害特別警戒区域（土砂流）に指定されている。

#### ⑥砂防法

砂防法は、砂防施設等に関する事項を定めるために、明治 30（1897）年に定められた法律である。

今川、彦山川、彦山川右支川、別所河内川は砂防指定地に指定されており、工作物の新築等や竹木の伐採などの行為が制限されている。

#### ⑦都市計画法

都市計画法は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。昭和 43（1968）年に定められた法律である。

本法律は、建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行なう一定規模以上の土地の区画形質の変更を行う際、都道府県知事の許可を受けなければならない、と定めている。

史跡指定地は、全域が都市計画区域（非線引き区域の白地地域<sup>しろじ</sup>）に指定されている。

## ⑧福岡県屋外広告物条例

福岡県屋外広告物条例は、屋外広告物及び屋外広告業に関する規制その他必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。昭和 24（1949）年に定められた条例である。

本条例は、史跡指定地内においては、屋外広告物を表示し、掲出物件を設置してはならない、と定められている。

## 2) 上位・関連計画の概要

### ①添田町第 5 次総合計画後期基本計画（計画期間：平成 27（2015）年度～）

『添田町総合計画第 5 次計画後期基本計画』は、町の最上位計画に位置付けられ、総合的かつ計画的な行政の運営を図ることを目的に、平成 27（2015）年 3 月に策定された計画である。本計画は、「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち」を将来像に掲げ、6 つの施策の柱、3 つの重点行動プロジェクトを位置付けている。

本計画は、重点行動プロジェクトの一つとして「歴史まちづくり」を掲げ、英彦山を核とした本町固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動や、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺地域の景観等を維持・整備していくとともに、活用した観光振興を図ることを狙いとする。主な取組の一つに、「英彦山に点在する遺跡の史跡指定検討」を位置付けている。

### 添田町第 5 次総合計画後期基本計画の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

#### ■重点行動プロジェクト 3：歴史まちづくりプロジェクト

##### ●主な取り組み

##### 〈歴史文化遺産の継承と活用〉

- ・英彦山に点在する遺跡の史跡指定検討
- ・公共サインやパンフレットなど情報媒体の製作・周知
- ・文化財所有者に対する支援
- ・文化財等活用を促進するため便益施設の設置検討

##### 〈商工業の振興〉

- ・英彦山や道の駅、歓遊舎ひこさんを核とした町外消費者の誘導

##### 〈観光の振興〉

- ・町民向けの観光・おもてなし関連講習会
- ・観光ボランティアの育成
- ・体験型ツアーやイベント等の観光商品開発
- ・観光施設等の再整備

##### 〈調和の取れた土地利用と良好な景観形成〉

- ・「英彦山区域」、「添田本町等区域」修景事業

##### 〈自然環境の保全〉

- ・国定公園英彦山の自然環境の保全
- ・登山道及び誘導看板の整備

## ②添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想（計画期間：平成30（2018）年度～）

『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』は、『添田町第5次総合計画後期基本計画』の「歴史まちづくりプロジェクト」を推進するため、本町が有する数々の歴史的文化遺産を活用し、まちの活性化へつなげていくことを目的に、平成24（2012）年3月に策定された計画である。その後、平成30（2018）年3月に改訂された。本構想は、重点的に取組を進める地域として「英彦山地区保存活用計画」を位置づけ、計画を推進する方針を定めている。

『英彦山地区保存活用計画』は、「英彦山関連文化財群の保存活用による、観光・交流を通じて英彦山門前町を再興」を歴史まちづくりの方向性として掲げ、7つの実施方針を打ち出している。この実施方針には、「英彦山の調査の推進」や「英彦山内の重要な構成要素の保存」、「英彦山内の歴史的文化遺産の保存整備」「坊舎や旅館、庭園を活用整備」等が位置づけられている他、まちづくりの担い手の育成・連携を位置づけている。

### 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想の抜粋（平成31（2019）年3月31日現在）

#### ■英彦山地区保存活用計画の構成

##### 実施方針1 歴史的文化遺産の調査、保存措置

- 英彦山の調査の推進
- 文化財保護法に基づく現状変更、英彦山内の重要な構成要素の保存、追加指定の検討
- 指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じた保存措置
- 北坂本の景観保全

##### 実施方針2 歴史的文化遺産の保存整備、活用整備

- 損傷が進んでいる英彦山内の歴史的文化遺産を保存整備
- 坊舎や旅館、庭園を活用整備
- 九州大学英彦山生物学実験所を利活用

##### 実施方針3 歴史的文化遺産の保存・活用のための施設整備

- 門前町全体でのビジターセンター化の強化、整備
- スロープカー花駅を活用した展示機能や情報発信機能、交流機能の強化、整備
- ひこさん花公園の英彦山特有の歴史文化の発信の強化、整備
- 回遊ルートとなる歩行者空間の整備、修繕、管理運営
- 便益施設を整備、修繕、管理運営
- 英彦山修験道館の資料保管庫としての機能の維持管理
- 誘導サインや解説板等の整備と適切な維持管理

##### 実施方針4 歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上

- 国定公園、保安林の枠組みによる自然環境の保全
- 上水パイプの撤去、街灯や消火栓等の道路上工作物の修景整備の実施

##### 実施方針5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策

- 自然災害等による歴史的文化遺産のき損・滅失を予防する対策

##### 実施方針6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業

- 専門ガイドや地域住民により歴史的文化遺産を紹介
- 多言語対応の案内マップやパンフレットの作成

- ホームページや映像、SNS 等の電子媒体による情報発信ツールの強化、整備
- 宿坊や庭園等の公開

#### 実施方針 7 歴史的文化遺産の調査、保存措置

- 市内の横断的な体制による歴史まちづくりの検討の継続、強化
- 個別の歴史的文化遺産の保存活用の担い手の発掘、育成支援
- 歴史的文化遺産を横断的に保存活用する担い手の発掘、育成支援、取組みの連携
- 官民連携による自立・持続的な歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築

#### ③ 添田町歴史的風致維持向上計画（計画期間：平成 26（2014）年度～平成 35（2023）年度）

『添田町歴史的風致維持向上計画』は、脈々と受け継がれてきた歴史的風致を今後も継承することを目的に、平成 26（2014）年 5 月に策定された計画である。この計画は、歴史と伝統を反映した人々の活動の継承、歴史的建造物の保存・活用の推進、歴史的建造物を取り巻く環境の保全、歴史的風致の認識を高めるための取組の推進を方針として打ち出している。

本計画では、認定された重点区域を対象に、以下のような事業を位置づけている。

#### 添田町歴史的風致維持向上計画の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

##### ■ 歴史的風致維持向上施設の整備・管理に関する事業

##### ア 歴史的風致を構成する建造物の保存や整備に関する事業

- ・ 英彦山神宮参道保全整備事業
- ・ 英彦山区域歴史的風致形成建造物修理事業

##### イ 歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成に関する事業

- ・ 公共施設修景整備事業
- ・ 眺望広場整備事業
- ・ 英彦山神宮参道修景整備事業

##### ウ 歴史的風致の認識の向上に関する事業

- ・ 案内板等整備事業
- ・ 普及啓発イベント事業

##### エ 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承支援に関する事業

- ・ 民俗芸能文化財等伝承支援事業
- ・ まちづくり団体設立支援事業
- ・ まちづくり団体育成支援事業

#### ④ 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画期間：平成 29（2017）年～平成 42（2030）年）

『筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』は、都市計画区域を対象とした長期的な都市づくりの方向性を示すもので、福岡県が平成 29（2017）年 1 月に告示した方針である。この方針では、「県土の中央部に位置する優位性を生かした新産業の展開と流域文化圏の形成をめざす筑豊都市圏」を都市づくりの目標に、都市計画の決定等の方針が位置づけられている。



本方針には、英彦山が位置するエリアを自然環境保全ゾーン、また、緑とレクリエーションの拠点として位置付けられている。

#### ⑤添田町観光戦略（計画期間：平成 29（2017）年度～）

『添田町観光戦略』は、本町の核となる組織として、企画立案、情報発信、地域内団体との連携した事業推進などを業務とする DM0 そえだ（仮称）を設立して、行政をはじめ町民や各種団体、事業者、外部人材などが一体となった稼げる観光地を目指すため、平成 29（2017）年 3 月に策定された計画である。この計画では、「歴史も食も自然も探訪、添田町」を目指すべき姿とし、30～50 代のファミリー層をターゲットに、「添田町の新しい楽しみ方、ブランディング」、「観光まちづくり推進（人材育成・受け入れ環境の整備）」、「町内観光事業者のキーマンが集まる DM0 そえだ（仮称）の設立」を戦略の方向性として打ち出している。

本計画は、英彦山の歴史・文化や自然を活かした取組の方向性やそれを実現するための組織体制の構築の方向性を示している。

#### 添田町観光戦略の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

##### ■30～50 代のファミリー層をターゲットにした戦略の方向性

##### （1）添田町の新しい楽しみ方、ブランディング

##### ア 歴史を中心とした着地型観光の開発

- ・山伏を実際に体験！（山伏体験）
- ・歴史や独自文化を身近に体験（宿坊の体験ツアー、座禅・写経ツアー、英彦山再興整備）

##### イ 添田町の 6 次産業の売れる化

- ・日本料理の原点を頂く（精進料理・山伏弁当）
- ・特産品・お土産（土鈴、英彦山サイダー、めんべい）
- ・添田ブランド構築など新たな動き

##### ウ 自然を生かした体験商品の造成

- ・自然体験・スポーツツーリズム（英彦山登山、岩石山登山）
- ・英彦山サイクルタイムトライアル大会
- ・桜ウォーキング
- ・季節の移り変わりによる見どころ

##### （2）観光まちづくり推進（人材育成・受け入れ環境の整備）

##### ア 観光関連の人材育成

##### イ 宿泊施設のおもてなし支援

##### ウ 既存の町内観光事業者による企画を効果的に磨き上げる

- ・大自然を体験する（川遊び体験、森林遊び体験）
- ・歴史や独自文化を身近に体験（中島家住宅及び町歩き）

##### （3）町内観光事業者のキーマンが集まる DM0 そえだ（仮称）の設立

##### ア DM0 そえだの情報発信体制と観光プロモーションの強化

##### イ 町内観光事業者等の連携強化

## ⑥英彦山地区再興整備構想（計画期間：平成 28（2016）年度～）

『英彦山地区再興整備構想』は、修験霊山としての歴史や精神性を尊重し、多様な来訪ニーズに対応し、かつ地域全体の再興を図る事を目的に、平成 28（2016）年 3 月に策定された計画である。この計画では、参道を整備の根幹としつつ、既存施設の再生を中心としながら、外部の力を導入し、地域との連携・共生をめざすなど、英彦山全体の整備の基本方針が定められている。

本計画は、次頁に示す 5 つの施設の整備方針が定められている。

### 英彦山地区再興整備構想の抜粋（平成 31（2019）年 3 月 31 日現在）

#### ■拠点別整備方針

|          | 基本的な考え方                                                                                                                                                        | 導入機能                                                                                                                                                                                                  | 整備方針                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビクターセンター | <ul style="list-style-type: none"> <li>参道を中心とした来訪者の循環、回遊の促進を図る役割</li> <li>各所で利用できる既存の施設を活用しながら地域全体として役割</li> </ul>                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドランス機能</li> <li>展示機能</li> <li>飲食／物販機能</li> </ul>                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>景観等を重視した改修や移築を行い、英彦山全体で機能の連携を考慮した新機能の整備</li> </ul>                                                                                                                                      |
| スロープカー花駅 | <ul style="list-style-type: none"> <li>英彦山の歴史や自然を感じられるような空間や機能を持たせる</li> <li>地域社会、地域文化の拠点としての機能を充実</li> </ul>                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>展示機能</li> <li>ガイドランス機能</li> <li>住民活動拠点機能</li> <li>教育活動拠点機能</li> <li>防災機能</li> <li>トイレや休憩などの利便機能</li> </ul>                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>初心者に対して魅力を展示、映像等で伝える機能の整備</li> <li>自然と共生した豊かな生活を紹介するガイドランス整備</li> <li>英彦山住民の活動拠点として機能する整備</li> <li>新しい教育の場としての活動拠点として整備</li> </ul>                                                      |
| 英彦山体育館周辺 | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや家族連れが屋外で遊べる場所として整備</li> <li>年齢層に応じた遊び方ができるように整備</li> <li>自然展示や自然システムの導入を検討</li> <li>ひこさんホテル和に必要な駐車場台数を確保</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>芝生広場</li> <li>自然展示</li> <li>循環型システムの導入</li> <li>星の観察、キャンプファイアー、BBQ、屋外映画上映、屋外図書館などの演出アイテム導入</li> <li>フォレストアドベンチャー、ツリーハウス、トレイルなどの設置</li> <li>ガイドランス機能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然、景観の魅力を全面に展開した新しい「アウトドア：非装置型」公園整備</li> <li>英彦山初心者を対象とした入門空間としての公園整備</li> <li>環境保全を打ち出した環境体験型公園整備</li> <li>地元の魅力を導入した運営・管理による公園整備</li> <li>ひこさん「和」との連携＝風呂、トイレ、レストランなどの開放、連携</li> </ul> |
| ひこさん花公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>来園者が英彦山特有の文化を感じられるよう整備</li> <li>野生生物による被害対策は、景観に配慮して修景</li> <li>現状の魅力を伸ばしつつ、年間を通じた入園が見込めるような整備</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>英彦山の貴重な植物の栽培・加工</li> <li>来訪者向けの利便施設</li> <li>公園への期待感を高めるアプローチ</li> </ul>                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>英彦山のテーマにもとづく整備</li> <li>修験道生活の一部であった植物の栽培、産物として加工(商品化)</li> <li>初来訪者、一般観光客を対象にわかりやすい構成</li> <li>アメニティ空間整備</li> <li>花駅駐車場から直接的アプローチ整備</li> </ul>                                         |
| 英彦山修験道会館 | <ul style="list-style-type: none"> <li>収蔵庫として本来の形に戻す</li> </ul>                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的なメンテナンス</li> </ul>                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>展示を花駅に移し、集約、一本化する</li> <li>移設後は非公開とし、収蔵庫、研究所として利用</li> </ul>                                                                                                                            |

### (3) 計画の構成

本計画の構成は、全 11 章から成り、次頁に示す通りである。

図表 3 国指定史跡英彦山保存活用計画の構成



## 1-4 策定体制

### (1) 委員会の設置と経緯

本計画の策定のため、学識経験者等からなる史跡英彦山保存活用計画策定委員会を組織し、本委員会において計画書の検討を行った。

図表 4 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 委員

| 氏名    | 所属                                        | 分野      |
|-------|-------------------------------------------|---------|
| 包清 博之 | 九州大学 芸術工学部 環境設計学科 教授<br>元英彦山地区再興整備構想策定委員長 | ランドスケープ |
| 長野 覺  | 学識経験者 元駒澤大学 文学部 教授<br>元英彦山調査指導員           | 歴史地理学   |
| 河上 信行 | 一級建築士<br>福岡県文化財保護審議会専門委員<br>元英彦山調査指導員     | 建築学     |
| 桃崎 祐輔 | 福岡大学 人文学部 歴史学科 教授<br>元英彦山調査指導員            | 考古学     |
| 仲 隆裕  | 京都造形芸術大学 芸術学部 歴史遺産学科<br>教授                | 日本庭園史   |
| 小池 史哲 | 元甘木歴史資料館 副館長                              | 行政経験者   |

図表 5 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 オブザーバー

| 氏名     | 所属                     | 備考                  |
|--------|------------------------|---------------------|
| 佐藤 正知  | 文化庁文化財部記念物課史跡部門        | 主任文化財調査官、平成 29 年度担当 |
| 浅野 啓介  | 文化庁文化財第二課              | 文化財調査官、平成 30 年度担当   |
| 入佐 友一郎 | 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 係長   |                     |
| 宮地 聡一郎 | 福岡県教育庁総務部文化財保護課 技術主査   | 平成 29 年度担当          |
| 正田 実知彦 | 福岡県教育庁総務部文化財保護課 主任技師   | 平成 29 年度担当          |
| 坂本 真一  | 福岡県教育庁教育総務部文化財保護課 技術主査 | 平成 30 年度担当          |
| 高千穂 秀敏 | 英彦山神宮 宮司               |                     |
| 高千穂 有昭 | 英彦山神宮 禰宣               | 浄境坊所有者              |
| 広渡 俊哉  | 九州大学農学部生物資源環境学科 教授     |                     |

図表 6 史跡英彦山保存活用計画策定委員会 事務局

| 添田町まちづくり課 |         |    |
|-----------|---------|----|
| 氏名        | 役職      | 備考 |
| 手嶋 徹      | まちづくり課長 |    |
| 岩本 教之     | 副課長     |    |
| 野添 満      | 文化財係長   |    |
| 上田 潤      | 主任      |    |
| 火ノ口 直美    | 主任      |    |
| 西山 紘二     | 主任      |    |

図表 7 史跡英彦山保存活用計画策定業務委託先

| 株式会社 都市環境研究所 |             |    |
|--------------|-------------|----|
| 氏名           | 役職          | 備考 |
| 池田 準哉        | 研究員九州事務所副所長 |    |
| 関 宏光         | 研究員         |    |

図表 8 史跡英彦山保存活用計画策定委員会の開催概要

| 回   | 期日                     | 主な検討内容                                                                                                                                  |
|-----|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 | 平成 29（2017）年 12 月 14 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の背景・目的・体制、今後の進め方</li> <li>・ 計画骨子の目次、構成</li> <li>・ 史跡等の概要</li> <li>・ 史跡等の価値と構成要素</li> </ul> |
| 第2回 | 平成 30（2018）年 3 月 19 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の構成、史跡等の概要</li> <li>・ 史跡等の価値と構成要素について</li> </ul>                                             |
| 第3回 | 平成 30（2018）年 6 月 12 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡等の価値と構成要素について</li> <li>・ 保存管理について<br/>（保存活用の基本的考え方、方法）</li> </ul>                            |
| 第4回 | 平成 30（2018）年 8 月 17 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存管理について<br/>（保存活用の基本的考え方、方法、現状変更）</li> </ul>                                                  |
| 第5回 | 平成 30（2018）年 11 月 13 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保存管理について（現状変更）</li> <li>・ 活用、整備について</li> <li>・ 管理運営、今後の取組について</li> </ul>                       |
| 第6回 | 平成 31（2019）年 2 月 21 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画全体について</li> </ul>                                                                            |

## （２）町民や関係機関との検討の経緯

本計画の策定のため、パブリックコメントを通じた町民からの意見とともに、本町が組織する関係機関である添田町文化財専門委員会から計画書への意見を踏まえ、計画書の検討を行った。

図表 9 パブリックコメントの概要

|         |      |                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 意見募集期間  |      | 平成 31（2019）年 1 月 25 日（金）～同年 2 月 15 日（金） 22 日間                                                                                                                                                                           |
| 寄せられた提  | 提出書数 | 2 枚                                                                                                                                                                                                                     |
| 出書数・意見数 | 意見数  | 12 件                                                                                                                                                                                                                    |
| 意見概要    |      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添田町、英彦山の歴史的史実等について</li> <li>・ 史跡の活用上の環境整備について（サイン、駐車場など）</li> <li>・ 史跡の活用について（学校教育、パンフレット、構成要素の公開活用など）</li> <li>・ 史跡の調査研究について（資料の保存方法、活用方法など）</li> <li>・ 計画の見直しについて</li> </ul> |

図表 10 添田町文化財専門委員会 委員

| 専門    | 氏名    | 備考                                                         |
|-------|-------|------------------------------------------------------------|
| 郷土史   | 梶谷 敏明 | 添田町文化財専門委員会委員長<br>英彦山調査指導委員（H28 年 3 月 31 日まで）<br>添田町郷土史会会長 |
| 地理・歴史 | 桃坂 豊  | 福岡県文化財保護指導委員<br>（田川市・田川郡地区担当）                              |
| 建造物   | 平嶋 道行 | 英彦山地区再興整備構想策定委員（H29 年 3 月 31 日まで）<br>添田町歴史的風致維持向上計画推進協議会委員 |

（平成 31（2019）年 3 月 1 日現在）